

山形県情報公開・個人情報保護審査会答申の概要（答申第10号）

山形県総務部学事文書課

案件	児童記録票等
開示請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 請求年月日：平成25年7月25日</li> <li>2 請求内容：児童の暴行の件に係る調査記録及び通告書</li> </ol>
開示請求に対する決定	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 決定年月日：平成25年8月26日</li> <li>2 対象公文書：児童記録票及び通告書（通告書の存否は実施機関が明らかにしていない。）</li> <li>3 決定の内容：一部開示決定</li> <li>4 不開示部分及び不開示理由（開示請求者・本人以外の個人を以下「第三者」という。）： <ul style="list-style-type: none"> <li>[児童記録票について]</li> <li>[不開示部分]</li> <li>(1) 第三者の氏名、住所、学校名、勤務先等</li> <li>(2) 第三者と児童相談所との間での電話連絡、相談面接等の記録の一部</li> <li>(3) 関係機関（児童相談所、教育委員会等）による評価等の内容</li> <li>[不開示理由]</li> <li>(1) 第三者に関する情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を害するおそれがあるため（条例第12条第1項第2号該当）</li> <li>(2) 指導、相談その他の個人に関する評価又は判断を伴う事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第12条第1項第4号該当）</li> <li>[通告書について]</li> <li>[不開示部分]</li> <li>全部（対象となる公文書（個人情報）の存否は明らかにしない。）</li> <li>[不開示理由]</li> <li>第三者に係る児童育成上の問題に関する情報であって、その存在を明らかにすることにより、当該第三者の権利利益を害するおそれがあるため（条例第12条第2項該当）</li> </ul> </li> </ol>
異議申立て	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申立年月日：平成25年10月9日</li> <li>2 申立趣旨：異議申立てに係る決定（一部開示決定処分）の取消しを求める。</li> <li>3 申立理由：主要な理由は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>[ (1)～(3)は「児童記録票」について、(1)・(4)は「通告書」について]</li> <li>(1) 開示を請求する対象は被害事実であり、被害児童の個人情報（被害情報）でもある。</li> <li>(2) 条例の規定により、加害児童側の不開示とすることにより保護される利益と被害児童側の開示をすることにより保護される利益を比較衡量すべき。</li> <li>(3) 評価者と評価対象者の信頼関係を損ねたり、関係機関の今後の業務に支障を及ぼすおそれがあるとは考えにくい。</li> <li>(4) 情報を開示する必要性は高く、また、一律での存否応答拒否は誤り。</li> </ul> </li> </ol>
答申	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 結論：山形県知事の判断は妥当である。</li> <li>2 判断理由：主要な理由は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>[ (1)～(3)は「児童記録票」について、(4)は「通告書」について]</li> <li>(1) 対象公文書の各情報に関し、条例の解釈・適用については、概して合理性が認められ得るものである。</li> <li>(2) 被害情報に当たる可能性がある記載は、評価等情報の不開示条項が該当すると考えられる部分にあり、その部分の情報に係る開示又は不開示の決定は、（本件事案においては、両者の保護される利益の比較衡量など第三者情報の不開示条項に係る判断に関わらず、まず、）評価等情報の不開示条項への該当性により判断されるものである。</li> <li>(3) この部分の情報については、開示されれば、児童相談所等関係機関の将来（今後）の業務に支障を及ぼすおそれがあり、不開示と判断するのに相応の理由が認められる。</li> <li>(4) 通告書の存否の明示が、通告されるような特段の事情があるとの不利益なことの明示につながるの実施機関の考えは、不合理ではない。また、個別の内容や事情によって通告書の存否に係る適用を変えるべきものではなく、一律に適用されるものである。</li> </ul> </li> <li>3 経過：諮問から答申までの経過（概要）は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 諮問年月日：平成25年10月31日</li> <li>(2) 審査の状況：平成26年1月31日から同年10月9日まで7回の審査会審議など</li> <li>(3) 答申年月日：平成26年12月26日</li> </ul> </li> </ol>

※個人情報開示請求事案